

# 廃藩置県前後の倭館における渡航船と書契・吹嘘

A Study about the Management of Japanese Ships, Diplomatic Documents and Travel Documents at the Wakan in the Period Before and After the Abolition of the Han system

牧野雅司<sup>1</sup>  
Masashi MAKINO

## 1. はじめに

本稿は、幕末維新期の日朝関係の特質を捉える手がかりとして、廃藩置県前後の時期に対馬藩<sup>1)</sup>で発給された書契（外交文書）・吹嘘（渡航証）の使用実態を明らかにすることを目的とする。

中世以来、対馬島主である宗氏は朝鮮国王から図書（銅印）を贈給され、日朝間の通交の管理を行っていた。近世日朝関係はこの仕組みを包摂し、宗氏は江戸幕府と朝鮮政府双方から認められるかたちで日朝通交を管掌した<sup>2)</sup>。しかし、1871

（明治4、高宗8、辛未）年7月14日に断行された廃藩置県によって対馬藩は消滅し、翌月5日に宗氏は日朝通交の家役を罷免された<sup>3)</sup>。すなわち、近世日朝関係において重要な構成要素の一つであった対馬島主が消滅したのである。

当時の外交担当者もこうした事態とその重大さを認識していた。1871年8月、外務省官員広津弘信は次のように述べている<sup>4)</sup>。

### 【史料1】

從前宗氏ノ船ヲ朝鮮ニ遣ル、必ス対馬州太守左近衛少将平某云々ノ文面ヲ以テ書契差渡シ來候処、今般廃藩免知事セラレ候処ニテハ、此事実ヲ告ケ後來交際ノ条約ヲ講シ候半テハ、徒ラニ船ヲ差シテモ、交際ノ名義職主ナクシテハ、彼レ受サルハ勿論ナシ、

日本からの渡航船は、対馬島主である宗氏の図書を押印した書契・吹嘘を携行しなければならず、携行していない船は賊船か漂流船として扱われた。広津は、従来は宗氏が「対馬州太守」の名義で書契を発給していたのに、廃藩置県後は船を派遣しても交際の名義・職主がないので朝鮮側が受け入れないであろうとしている。すなわち、対馬島主の消滅によって書契・吹嘘の発給ができず、日本側は朝鮮へ渡航する正当性を失う可能性があったのである。

従来の日朝関係史において、廃藩置県が日朝関係に与えるこうした影響についてはあまり検討されてこなかった。戦前の田保橋潔氏の研究<sup>5)</sup>以来、先行研究では、外交の「一元化」を目指す維新政府・外務省が、既得権益に固執する対馬藩に抵抗されながらも、廃藩置県後は渡航証の発給を

はじめとする通交の事務を外務省に移管し、「一元化」を達成したと論じられてきた<sup>6)</sup>。

たしかに、1872（明治5、高宗9、壬申）年9月以降、倭館や図書は外務省の管轄下に置かれ、漂流民の送還や渡航証の発給も外務省官員が行うようになった<sup>7)</sup>。対馬島主が管掌してきた日朝通交の事務は外務省へ移管されたのである。

しかし、対馬島主が管掌してきた通交の事務は、維新政府や外務省がそのまま引き継ぐことのできるような性格のものではない。例えば図書は、島主個人の名前が彫られた属人性の性格を持つものであった<sup>8)</sup>。そのため、少なくとも近世中期以降において、その使用は対馬島主の存在が前提であり、島主の存在そのものがなくなった廃藩置県後において使用し得ないものであった。ではなぜ、外務省が近世同様の渡航証の発給などを行うという、名義と実際の状況が齟齬するという事態が生じたのであろうか。その理由を解明することが、移行期の日朝関係の特質を捉えることにつながると言えよう。

そこで本稿では、この問題に取り組む一つの手がかりとして、廃藩置県の断行された1871年に使用された書契・吹嘘に着目し、その使用状況の復元を試みる。書契・吹嘘については、対馬藩の作成した記録があり、その内容や形式を知ることができる。やりとりの様子については、朝鮮側の史料である『東萊府啓録』<sup>9)</sup>を用いて復元を行う。『東萊府啓録』は、倭館を管掌する東萊府使が国王に送った状啓を編纂したもので、船の発見・確保・問情・処理の様子が記録されている。本稿が対象とする1871年は、倭館の館守が作成する『毎日記』<sup>10)</sup>がなく、倭館での様子を知ることが難しい。しかし、『東萊府啓録』を用いることで、この年の倭館における渡航船と書契への対応の様子を概ね知ることができる<sup>11)</sup>。名義と実際の状況とが齟齬するなかで、どのような書契・吹嘘が用いられ、またそれらがどのように対応されていたのか。廃藩置県前後の書契・吹嘘の実際の使用状況を復元することで、日朝双方の対応を見ていくたい。

以上の問題意識のもと、次章では『東萊府啓録』のなかで、渡航船への対応がどのように記録されているかを確認する。そして、第3章で1871年

1 舞鶴工業高等専門学校 人文科学部門 准教授

に来航した船を整理して日朝双方の動きを概観し、第4章ではそれを踏まえて1871年の日朝関係の特質について考察を加える。

## 2. 『東萊府啓録』に見える渡航船管理

まず、倭館に来航する倭船や携行する書契・吹嘘がどう記録されているのかを、1869（明治2、高宗6、己巳）年2月6日に来航した倭船を例として見てみよう<sup>12)</sup>。

### 【史料2】

初六日午時荒嶺山烽軍李突伊進告内、①當日已時未弁船一隻、自水宗渡來是如為白有弥〔といひまして〕、追到釜山僉使馳通内辭縁一樣、而哨探次豆毛浦萬戸梁大龍定送是如為白齊〔といひました〕、

同日申時到付同僉使馳通内、即節哨探將馳報、②則同船一隻、以倭飛船、午時領付館所是如為有弥〔といひ〕、追到訓別等手本内、倭飛船一隻到館、③即為問情、④則頭倭一人、格倭五名、交代次別禁徒倭二人、小禁徒倭五名等同騎、⑤持路引及館守倭了私書為有矣

〔したが〕、⑥同倭等言内、俺等船一隻、他大船三隻、今月初一日晨朝、自馬島待風所、同為発船、未及半洋、風勢不利、大船三隻相失、俺等船還入待風所、昨日已時発船、洋中経夜、今日午時到館、而相失大船二隻、已到相逢、一隻今無到館、必是漂風之致是如為乎等以〔といったので〕、⑦同飛船所持路引一度、捧上上送事手本拠、同路引輸送、縁由馳通云云是白齊〔であります〕、

まず①沿岸に配置された諸官によって、洋上に船が発見されたとの第一報が入る。渡航船のなかには、発見後に様々な場所に停泊や漂着を繰り返しながら倭館にたどり着くケースも多い。発見当初は「朝倭未弁船」とされていた船も、沿岸の諸官の管理下で碇泊を重ねるうちに、どのような船かが把握されていく<sup>13)</sup>。

そして、②その船が倭館に到着したことが報告される。倭館では、③派遣された訓導・別差によって問情が行われ、④渡航した人員や⑤携行した渡航証の種類、⑥渡館の経緯などが把握される。この問情は、倭館に到着する前の①から②の間でも行われることがあり、その場合、倭館では事前の証言との整合性が確認される。不審な点がなければ⑦彼らが携行してきた渡航証、ここでは「路引」（吹嘘）が「捧上」（受け取り）されることとなる。この時、携行してきた書契や吹嘘に不備があった場合は、書き直しが要求され、「退却」（受け取り拒否）されることとなる。また、対馬藩が仕立てた外交使節である年例送使<sup>14)</sup>や漂差使（漂流民を送還するための使節）などが携行してきた書契の場合は、ここで書契の謄本が作成され、その謄本が中央政府に送られる。この書契の正本

はその後に行われる下船茶礼で受け取られることとなつた<sup>15)</sup>。

一方、出船の際は以下のようになる<sup>16)</sup>。

### 【史料3】

本月十一日戌時到付釜山僉使尹錫五馳通内、⑧戊辰十二月十六日來飛船良中〔に〕、頭倭一人、格倭五名、丁卯十一月二十八日來公一代官書記倭一人、戊辰閏四月初十日來別禁徒倭一人、下代倭五名等同騎、今年正月二十七日來飛船良中〔に〕、頭倭一人、格倭五名、戊辰閏四月初十日來別禁徒倭二人、小禁徒倭二名等同騎、今年三月初五日來飛船良中〔に〕、頭倭一人、格外五名、戊辰閏四月二十四日來中禁徒倭二人、公下代倭二名等同騎、合三隻、⑨各持館守代官大差倭等私書及本鎮成給路文、⑩當日申時直自館所、発船還歸是如〔と〕、訓導安東暎、別差李周鉉等手本及龜峯烽軍姜成郁進告拠馳通為白有等以〔しましたので〕、縁由馳啓為白臥乎事是良爾〔いたすことでありますから〕、詮次善■向教是事〔するようお命じください〕、

まず、⑧倭館から出港する船の様子、それぞれどの船に誰が何人乗っているかが報告される。朝鮮側は倭館に碇泊している倭船を、その船が携行してきた渡航証の種類と洋上に発見した年月日で把握しており、【史料2】の船は「今年三月初五日來飛船」として把握されている<sup>17)</sup>。そして、⑨それぞれの船に釜山鎮で発給された渡航証である「路文」が与えられ、⑩倭館より出発している。この時、倭館水門外で風待ちをすることもあり、その場合は出船まで報告が行われる。こうして倭船の入航から出航までが記録に残されることとなる。

さて、館守『毎日記』と『東萊府啓録』の1869・1870（明治3、高宗7、庚午）年の記録を照合すると、船の数や出入年月日についてほぼ一致する<sup>18)</sup>。そのため、館守『毎日記』が存在しない1871年の様子も、この『東萊府啓録』から復元することがある程度可能と言えよう。

## 3. 倭館における渡航船管理と書契・吹嘘

では、廃藩置県・宗氏家役罷免が実現した1871年の書契・吹嘘を見てみよう。

表1は、1871年の1年間に倭館に入り出した船とその船が携行した書契・吹嘘を、『東萊府啓録』をもとに整理したものである。それぞれの書契・吹嘘の差出・宛所や日付、作成日は日本側の史料により補足した。ただし、入船日は倭館に到着して問情を行った日、出船日は風待ちの有無にかかわらず倭館を出航した日とし、書契の作成日は図書を押印した日とした。また、一度倭館を出発したものの風波に戻され再び倭館に戻って来た船は、表から除外した。

表1: 1871年の入航船

No.	入船	船	書契・吹嘘	作成	差出・宛所	日付	処置	出船
1	1871.1.28	新館守倭船	遣礼曹告館司交代書	1870.11.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 閏十月 日	謄本を捧上	1871.7.8
			同遣東萊釜山書	1870.11.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午 閏十月 日	謄本を捧上	
			答礼曹慰破船書	1870.11.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉復 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 七月 日	捧上	
2	1871.1.28	庚午条以酌菴送使倭船	庚午条以酌送使書	1870.12.4	日本国对馬州瞎驢山 以酌菴 和南奉啓 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 二月 日 →2月18日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	1871.2.19
			同太守副書	1870.12.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊府使 閣下	明治三年庚午 二月 日	謄本を捧上	
			遣礼曹送還長興漂民書	1870.12.12	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 十二月 日	捧上	
			同遣東萊釜山書		日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午 十二月 日	捧上	
			同(庚午)条第四船書	1870.12.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 二月 日 →2月18日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	
			同(庚午)条第五船書	1870.12.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 二月 日 →2月18日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上 →2月18日下船茶礼にて捧上	
3	1871.1.28	長興漂民本船	長興漂民駕船吹嘘		日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午 十二月 日	捧上	
4	1871.1.28	飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.2.9
5	1871.1.28	飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.2.16
6	1871.1.28	飛船	(飛船吹嘘)				捧上	
7	1871.2.4	全羅道濟州順付漂民本船	京南海漂民駕船吹嘘	(1870.12.12)	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午 十二月 日	霧湿のため退却	
8	1871.2.7	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.2.23
9	1871.2.10	庚午条一特送使倭一号船	庚午条壹特送使書	1870.12.22	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 三月 日 →2月19日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	1871.2.25
			同(庚午)条式特送使書	1870.12.22	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 三月 日 →2月19日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	
			同(庚午)条參特送使書	1870.12.22	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 三月 日 →2月19日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	
			遣礼曹送還京海南漂民書	1870.12.22	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 十二月 日	本文に誤りが多く、別幅中の品も異例のため退却	
			同遣東萊釜山書	1870.12.22	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治三年庚午 十二月 日	捧上	
10	1871.2.10	同(庚午条一特)送使倭二号船	同(庚午)条壹特送使式号船吹嘘		日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國各道各官防禦所 壈足下	明治三年庚午 三月 日	前面に各道各官防禦所と書されているので退却	1871.3.24
11	1871.2.17	庚午条万松院送使倭船	庚午条万松送使書	1870.12.27	日本国对馬州鍾碧山 万松院 謹恐和南上覆 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 六月 日 →2月28日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	1871.3.24
			同副書	1870.12.27	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊府使 閣下	明治三年庚午 六月 日	謄本を捧上	
12	1871.2.22	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.3.4
13	1871.2.29	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.3.27
14	1871.3.15	庚午条副特送使倭一号船	庚午条副特送使書	1871.1.17	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治三年庚午 八月 日 →4月4日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	1871.3.25
15	1871.3.15	同(庚午条副特)送使倭二号船	同(庚午)条副特送使式号船吹嘘	1871.1.17	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國各道各官防禦所 壈足下	明治三年庚午 八月 日 前面に各道各官防禦所と書されているので退却	謄本を捧上	1871.4.27
16	1871.3.20	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.4.7
17	1871.4.11	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871.4.15
18	1871.4.16	倭飛船	(飛船吹嘘)				前面に各道各官防禦所と書されているので退却	1871.4.19
19	1871.4.16	倭飛船	(飛船吹嘘)				前面に各道各官防禦所と書されているので退却	
20	1871.4.18	昌原漂民領來差倭船	遣礼曹送還昌原漂民書	1871.4.7	日本国左近衛少将対馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 三月 日 →7月22日下船茶礼にて捧上	謄本を捧上	1871.5.4
			同遣東萊釜山書	1871.4.7	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 三月 日	謄本を捧上	
21	1871.4.18	機張漂民借騎倭船	(機張漂民駕船吹嘘)		日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 二月 日	捧上	1871.4.27
22	1871.4.18	靈岩漂民借騎倭船	全羅道靈巖漂民駕船吹嘘		「同前」	「同前」	捧上	1871.4.27

No.	入船	船	書契・吹嘘	作成	差出・宛所	日付	処置	出船
23	1871. 4.22	(機張) 漂民領來 差倭船	遣礼曹送還機張漂民 書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上 →7月22日下船茶礼にて捧上	1871. 5.4
			同遣東萊釜山書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上	
			遣礼曹送還靈光漂民 書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 三月 日	捧上	
			同遣東萊釜山書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 三月 日	捧上	
24	1871. 4.22	(靈巖) 漂民領來 差倭船	遣礼曹送還靈巖漂民 書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上 →7月23日下船茶礼にて捧上	1871. 6.7
			同遣東萊釜山書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上	
25	1871. 4.22	(靈光) 漂民借騎 船	駕船吹嘘	(1871. 3.12)	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 三月 日	捧上	1871. 5.4
26	1871. 4.22	(昌原) 漂民借騎 船	同駕船吹嘘		日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 月 日	捧上	1871. 5.4
27	1871. 4.23	当(辛未)年条第 二船送使倭船	同(辛未年)条第弐 船書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 正月 日	謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	1871. 6.5
			(辛未年条第三船 書)	1871. 3.13			謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	
28	1871. 4.23	飛船	(飛船吹嘘)				捧上	
29	1871. 4.24	当(辛未)年条以 前送使倭船	同(辛未年)条以前 送使書	1871. 3.13	日本国對馬州瞎臘山 以酌菴 和南奉啓 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	1871. 6.7
			同副書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊府使 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上	
			同(辛未年)条第四 船書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	
			同(辛未年)条第五 船書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 二月 日	謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	
			同(辛未年)条自第 六船至第拾七船書	1871. 3.13	(第五船書と同じ)		謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	
30	1871. 4.24	当(辛未)年条第 一船送使倭船	辛未条第壹船書	1871. 3.13	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 正月 日	謄本を捧上 →10月4日下船茶礼にて捧上	1871. 6.17
31	1871. 5.8	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 6.9
32	1871. 5.22	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 6.21
33	1871. 5.28	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 6.28
34	1871. 5.29	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 7.5
35	1871. 5.30	大静標民領來差 倭船	遣礼曹送還濟州大静 漂民書	1871. 5.10	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 四月 日	謄本を捧上 →7月23日下船茶礼にて捧上	1871. 7.12
			同遣東萊釜山書	1871. 5.10	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 四月 日	謄本を捧上	
36	1871. 5.30	同(大静)漂民借 騎船	同駕船吹嘘	(1871. 5.10)	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 四月 日	捧上	1871. 6.17
37	1871. 6.4	靈光漂民領來差 倭船	遣礼曹送還全羅道靈 光同道樂安漂民書	1871. 5.10	日本国左近衛少将對馬守平 義達 奉書 朝鮮國礼曹大人 閣下	明治四年辛未 四月 日	謄本を捧上 →7月24日下船茶礼にて捧上	1871. 8.15
			同遣東萊釜山書	1871. 5.10	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓書 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 四月 日	謄本を捧上	
38	1871. 6.4	同(靈光)漂民借 騎倭船	同駕船吹嘘	(1871. 5.10)	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治四年辛未 四月 日	捧上	1871. 6.19
39	1871. 6.18	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 7.15
40	1871. 6.21	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 7.24
41	1871. 6.27	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 8.1
42	1871. 7.12	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 8.1
43	1871. 7.22	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 8.28
44	1871. 7.22	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 9.14
45	1871. 8.9	戊午條一特送使 倭水木船	戊午條壹特送使水木 船吹嘘	(1870. 8.14)	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國各道各官防禦所 壬足下	明治三年庚午 八月 日	前面に各道各官防禦所と書き されているので退却	1871. 8.23
46	1871. 8.14	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 9.14
47	1871. 8.19	戊午條二特送使 倭一号船	戊午條貳特送使壹号 船吹嘘	(1870. 8.14)	日本国左近衛少将對馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山商令公 閣下	明治三年庚午 八月 日	捧上	1871. 9.7
48	1871. 9.5	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 9.22

No.	入船	船	書契・吹嘘	作成	差出・宛所	日付	処置	出船
49	1871. 9.5	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 10.16
50	1871. 9.11	戊午条二特送使 倭二号船	戊午条式特送使式号 船吹嘘	1871. 7.25	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 七月 日	捧上	1871. 9.25
51	1871. 9.21	戊午条三特送使 倭一号船	同条參特送使壹号船 吹嘘	1871. 9.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 九月 日	捧上	1871. 10.2
52	1871. 9.21	同(戊午条三特) 送使倭二号船	同条參特送使式号船 吹嘘	1871. 9.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 九月 日	捧上	1871. 10.2
53	1871. 9.21	同(戊午条三特) 送使倭水木船	同条參特送使水木船 吹嘘	1871. 9.4	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 九月 日	捧上	1871. 10.14
54	1871. 9.23	戊午条副(二か) 特送使倭水木船	同条式特送使水木船 吹嘘	1871. 7.25	日本国左近衛少将対馬守平 義達 啓達 朝鮮國東萊釜山両令公 閣下	明治四年辛未 七月 日	前面に各道各官防禦所と書さ れているので退却	1871. 12.14
55	1871. 10.14	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 10.22
56	1871. 10.14	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 11.14
57	1871. 11.12	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 11.14
58	1871. 11.12	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 11.24
59	1871. 12.12	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1871. 12.16
60	1871. 12.21	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1872. 1.10
61	1871. 12.23	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1872. 1.10
62	1871. 12.29	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1872. 1.25
63	1871. 12.29	倭飛船	(飛船吹嘘)				捧上	1872. 2.7

&lt;出典&gt;

前掲『東萊府啓録』、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料『年条規外往翰』(明治3年)、国立国会図書館所蔵宗家文書『年条規外往翰』(明治4年)、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵対馬宗家文庫史料『御書翰御用掛中 出勤録』(明治3年)、同『御書翰御用掛中 出勤録』(明治4年)

&lt;註&gt;

・船・書契・吹嘘名の()は牧野による。

・飛船吹嘘は、どの船にいつ作った吹嘘が用いられているか判別できない。そのため、作成日・差出・宛所・日付は空欄としている。その他、史料上確認できないところは空欄とした。

・No.12は、「今年二月二十一日來飛船」として、3月4日と3月7日に出船の記録がある。これは他に該当する船がないことから、ここでは仮に3月4日に出船したこととした。

・No.54は『東萊府啓録』では副特送使水木船としているが、対馬藩の史料に副特送使水木船吹嘘を発給した形跡がないことと、発給されていたのが二特送使水木船であることから、二特送使水木船と判断した。

・No.7・36・38・45・47は押印した記録がないため、船頭に渡した日付とし、No.25は押印の記録がないため、清書した日とした。

### 3.1 倭船の出入り

まず全体の入航船数を見てみよう。表1を見ると、1871年の1年間に合計63隻の船が入航し

表2:『東萊府啓録』に見える倭船数

	年 例 送 使 船	臨 時 送 使 船	そ の 他 の 大 船	飛 船	合 計	文 書 数
1871(明治4)年	7	6	15	33	61	86
1870(明治3)年	6	11	14	22	54	88
1869(明治2)年	2	2	10	17	31	38

&lt;出典&gt;

・前掲『東萊府啓録』

&lt;註&gt;

・「臨時送使船」は漂民領來船など使節を乗せている大船、「その他の大船」は漂民借騎船や年例送使二号船・水木船などの吹嘘で渡航する大船とした。

・年例送使の書契数について、第五船から第十七船の書契は第五船送使書契とまとめて記載されることがおおいため、1本としてカウントしている。

ており、このうち、漂民本船が2隻あるので、倭船の来航は61隻だったことがわかる。表2より、この入航船の数を他の年と比べると、まず1869年が極端に少ないことがわかる。これは、1868(明治元、高宗5、戊辰)年12月に倭館に派遣された幹事裁判(今後は図書ではなく維新政府から与えられた新印を用いることを通告する使節)・大修参判使(王政復古を通告する使節)による書契問題の影響を受け、漂差使や年例送使の派遣が見送られていたことによるものである。一方、1870年は、新印を図書に戻し、書契・吹嘘の自称を「日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達」から「日本国左近衛少将対馬守平 義達」へと改めることで書契・吹嘘が受け入れられるようになった。そのため、渋滞していた各使節の派遣が再開されたことにより、渡航船が増加している<sup>19)</sup>。

1871年を見ると、前年と比べて漂差使などの臨時の使節が減少し、飛船の数が増加している。特に、1870年は1年を通して漂差使などの派遣が行われているのに対し、1871年はNo.37以降、漂差使の派遣は行われず、大船の渡航も10月以降は行われていない。

さて、前述のように、朝鮮側は渡航船を個別に

把握するために、書契・吹嘘の名称を利用している。ただし、表1を見ると、船名と書契の名称が異なっている船がある。これは漂流民が日本での取り調べで出身地を詐称したためである。例えば、No.7・9の船が送還した「京海南漂民」は、対馬藩が行った取り調べでは京畿道京居民と全羅道海南居民と名乗っていた<sup>20)</sup>。しかし、2月5日、No.7の漂民本船に乗っていた船主姜千孫を訓導・別差が問情したところ、彼は「全羅道濟州牧中面別刀里居民」とあると述べた。訓導・別差が「汝矣既是濟州之民、則倭人路引中、何以海南書来耶」と対馬藩が発給した駕船吹嘘に「海南」漂民と書いてある理由を問い合わせたところ、物主金成汝は「曾聞濟州之民、漂入倭国、輒皆殺害云、故果為換告」、すなわち濟州島出身者は日本に漂着すると殺害されると聞いたので海南居民と名乗ったと応えている<sup>21)</sup>。そのため、朝鮮側はNo.7の船を「全羅道濟州順付漂民本船」として、書契とは別の名で把握しているのである<sup>22)</sup>。

また、書契・吹嘘の有無による渡航船への対応の区別は、厳然として存在した。1871年6月13日、濟州沖で保護された「日本国薩州倭船」は、書契・吹嘘を携行しておらず、漂流船として扱われた。本来、漂流船は「多太浦及牛浦ニテ問情、受取ノ手数」のところ、訓導から「近來百姓困弊ニ付、此段御垂憐被下、當節ニ限り権宜ノ御措置被下度」とされ、倭館に引き渡された<sup>23)</sup>。薩州漂民はこの時、倭館に上陸しているが、それは朝鮮側の都合によりとられた処置であり、こうした対応はあくまでも異例のものとされている。つまり、この時点で書契の有無で渡航船への対応が区別されており、書契、吹嘘の渡航証としての機能が当時も失われていなかったのである。広津の主張は杞憂ではなかったと言えよう。

### 3.2 書契・吹嘘の使用

次に、書契・吹嘘がどれだけ使用されたか、その本数を確認してみよう。

使用された書契・吹嘘の本数は、表2より1871年の1年間で86本に及び、1869年は38本、1870年は88本であったことがわかる。1869年は前述のように書契問題の影響で使節派遣が減少しており、書契・吹嘘の使用も少ない。一方、1870年は書式を改撰した複数の書契が飛船によって運ばれることがあったため、船の数に対して書契・吹嘘の本数が多くなっている。1871年は辛未年条の年例送使に加えて、前年の年例送使が来航していることもあり、書契の数が多くなっている。ただし、辛未年条の年例送使も、1871年中に派遣が全て終わっているわけではない。辛未年条の一特送使は1872年の1月15日<sup>24)</sup>、萬松院送使は同21日<sup>25)</sup>、副特送使は2月2日<sup>26)</sup>に渡館している。

さて、どの年も最も数が多いのは、飛船吹嘘で

ある。飛船吹嘘は「凡拾四五本も以酌庵江被仰遣、清書御押印上封相済、御関所江差下置、御關所ニ而致払底候得者、申越候次第以酌庵被仰遣候事」とされており、一度に10本以上まとめて作成してストックし、適宜使用していたようである<sup>27)</sup>。1871年の発給の様子を見ると、4月23日に「四月付」のものが12本、7月25日に「七月付」のものが10本押印されており、合計22本発給されたことが確認できる。他に、4月12日に「正月付」飛船吹嘘2本が清書されているものの、翌日になって「月付之儀ニ依不用事」として押印が見送られている。また、10月12日に10本の清書、12月3日に「七月附」1本、12月4日に1本の清書が行われているものの、押印は確認できない<sup>28)</sup>。

次に多いのは使節船以外の大船である。使節の乗船しない大船は、漂流民送還の際に用いる駕船吹嘘の他は年例送使の第二船・水木船という扱いであった。そうした船の吹嘘は、年例送使船に対応したものが発給され、その年に渡し終わらなかつた分は翌年に持ち越して使用された。年中に使い切った後、使節の乗らない大船を出す場合は、それまでに使っていなかつた再渡吹嘘を古い干支の順に使用することとなっていた<sup>29)</sup>。No.45・47・50~54はそうした吹嘘の例で、戊午条一特送使の水木船から使用されている。書契の作成日を見ると、No.45のように押印から使用まで約1年経っているものもあり、急な用件での渡航に備えてストックされていたと考えられる。

### 3.3 書契・吹嘘への対応

では、朝鮮側が書契・吹嘘にどのような対応を行っているのかを見てみよう。

表1を見てわかるように、多くの書契・吹嘘が問題なく捧上されているものの、いくつかが退却されている。

まず、書契・吹嘘が退却されている事例を見てみよう。最も多いのが、書式の宛所に「各道各官防禦所」と書かれていることが「異例」であるとして退却されているものである（No.10・15・18・19・45・54）。この事例は1869・70年にも多く見られ、二号船・水木船などの大船用吹嘘がこれを理由に退却されている。ただし、二号船吹嘘でもNo.50のように「東萊釜山両令公」宛で書かれているものもある。なぜ2種類の宛所の書かれた吹嘘が同時期に作成されているのか、その理由は判然としない。また、No.18・19のように、この「各道各官防禦所」が飛船吹嘘に書かれていたというケースもある。しかし、対馬藩の史料に掲載されている飛船吹嘘の宛所は全て「東萊釜山両令公閣下」とされており<sup>30)</sup>、どちらが本当なのかは確認し得ない。

一方、1871年の1年間で、書契の本文に対する異難は一例しか見られない。No.9の京海南漂

民順付書は、「辞縁、亦多做借（錯か一牧野）、別幅物種、有違常例」、すなわち文の中に誤りが多く<sup>31)</sup>、また別幅（贈物のリスト）の品に常例と違うものが入っているとして退却されている。この書契の改撰については、2月12日に国元の御書翰御用掛に伝えられている<sup>32)</sup>ものの、この後、この書契が改撰され、朝鮮側に捧上されたかどうかは確認できない。ただし、この書契に対する礼曹からの返輸が存在している<sup>33)</sup>ことから、おそらく改撰書契が作成されたと考えることができる。

### 3.4 書契・吹嘘の名義

最後に、書契・吹嘘の名義について見てみよう。表1を見ると、1871年の1年間、同じ名義のものが使われ、変化していないことがわかる。

1868年末に派遣された幹事裁判・大修参判使書契の自称は、従来「日本国対馬州太守拾遺平義達」だったものを、維新政府の命を受けて「日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達」と変更した。それにともない、1869年4月3日に渡館した漂民順付船が携行した「遣礼曹送還康津漂民書」<sup>34)</sup>をはじめとして、己巳年条の年例送使書契などの名義もあわせて変更された。この変更の理由を、館守倭は「去年十一月以明治改年、弊州州主陞資後、書契与路引中、以左近衛少将平朝臣書來」、すなわち藩主の昇進にともなって変更したものと主張した<sup>35)</sup>。以後、1870年3月20日に来航した飛船の吹嘘までこの名義での書契・吹嘘が使用されている<sup>36)</sup>ものの、4月9日に来航した飛船が兼帶した己巳年条年例送使などの書契からは「日本国左近衛少将対馬守平 義達」となり<sup>37)</sup>、その後は変化していない。

廃藩置県が断行されたのは7月14日で、このことが国元に伝わったのは8月6日<sup>38)</sup>、倭館に伝わったのは8月14日である<sup>39)</sup>。しかし、表1を見てわかるように、これ以降に作成された書契

(No.45・47・51~53など)の自称も「日本国左近衛少将対馬守平 義達」であり、廃藩置県・家役罷免にともなった変更は行われていない。また、飛船吹嘘も同様であった。先述の飛船吹嘘の発給状況から考えると、廃藩置県・家役罷免が国元に伝わる以前、すなわち4月23日・7月25日に発給された飛船吹嘘が8月以降に用いられたと考えられ、これらの飛船吹嘘の自称もそれまでのものと同じ「日本国左近衛少将対馬守平 義達」であったはずである。したがって、この時期存在しないはずの名義の書契・吹嘘が発給され、使用されているということになる。

## 4. 廃藩置県と日朝関係

さて、復元した1871年の様子を見ると、書契・吹嘘の使用という点では、廃藩置県前後で大きな変化を見いだすことはできない。書契・吹嘘の自称は一定であり、朝鮮側もいくつかを除いては受

け入れている。しかし、本稿が注目したいのは、この見た目上の変化がない状況のなかで、存在しないはずの対馬島主名義の吹嘘が携行され、また受け入れられているということである。

広津は廃藩置県以前より、対馬藩の存在を理由として外務省官員との接触を拒否する朝鮮側に対し、その主張の根拠を奪うため、宗氏家役の罷免を行うよう主張していた<sup>40)</sup>。広津にとって、廃藩置県・家役罷免は自らの主張に沿ったものであった。しかし、前述の通り、書契・吹嘘の渡航証としての機能は失われておらず、廃藩置県後もその有無により倭館への入航の可否が判断されていた。また、廃藩置県・家役罷免以後に使われていた吹嘘は、いないはずの対馬島主名義のものであり、名義と実際との間に齟齬が生じていた。広津は、こうした事態が「自然相渢レ、万一彼ヨリ御改制ノ次第ヲ問ヒ、或ハ歳遣船名実齟齬ノ儀等ヲ難シ候様ノ儀」があると不都合であるとして<sup>41)</sup>、次のような対策を考えていた<sup>42)</sup>。

### 【史料4】

從前ノ歳遣船ハ、今般藩県御改制ニ拘ラス、廃スヘキヲ廢シ遣ルヘキヲ遣リ、其文引ヲ改メ、後來公平ノ貿易ヲ盛大ナラシメサル可ラサル情実ハ、五月以來陳上ノ通リニ候ヘトモ、今般大丞殿渡韓遲延相成候ニ付テハ、矢張宗氏ノ文引無之テハ一隻船ノ投錨タ（ヲか一牧野）モ差留メ候ハ顯然ニ候ヘハ、一般ノ藩知事ハ免セラレ候ヘトモ対馬州太守ハ當分ノ処未タ免セサレサル姿ニ無之テハ、反的渡海ニモ差支候様相成曖昧中絶可仕、然レハ逆一旦虛ヲ伝エ候儀ハ後圖ニ便ナラサルノミナラス、第一宏規大度方今ノ御体裁ニモ反シ可申、此辺如何ニモ痛心仕候、何卒御熟評ノ上委曲ノ御指揮ヲ蒙リ度事、

すなわち、宗氏の書契・吹嘘がなくては入航できないため、廃藩置県・家役罷免報知までは藩知事は免じられたが当分の間は対馬島主であるという姿にして書契・吹嘘を用いるとしている。対馬島主という存在が日朝通交において持つ影響力の大きさを示していると言えよう。

一方、広津らが書契・吹嘘の名実齟齬を気にしながら、旧来のものを使用し続けたのに対し、朝鮮側はそれを受け入れ続けた。なぜなら、朝鮮側は対馬島主の消滅を、少なくとも公的に認識していなかったためである。

従来、対馬藩から藩主の襲封を知らせる告襲参判使が派遣され、朝鮮側は島主の交代を公的に知ることとなつた<sup>43)</sup>。しかし、1871年中、廃藩置県・家役罷免の報知は行われなかつた。したがつて、朝鮮側にとって対馬島主はいまだ宗義達であり、その名義の書契・吹嘘の効力は失われていなかつたのである。

そもそも、朝鮮側は王政復古を通告する大修参判使の書契を、書契の異例を理由として受け取つておらず、したがって通交の相手であった江戸幕府の将軍の不在についても公的に認識していなかった。それは、天皇と朝鮮国王との交際であれば必ず交礼問題が生じるため、朝鮮側は維新政府・外務省との接触を避けていたのである<sup>44)</sup>。こうした意味で、当時の日朝関係の主導権は朝鮮側が握っていたと言えよう。

こうして、近世日朝関係の通交のあり方が強固に残り、島主消滅後も書契・吹嘘が使われ続けるという状態が生まれることとなった。しかし、一方でそれは、対馬島主が不在であっても渡航証の発給が可能であり、それが効力をを持つということを意味した。外務省による外交の「一元化」を可能とする道が、こうして開かれることとなったのである。

## 5. おわりに

本稿は、1871年の書契・吹嘘の使用実態を復元することで、廢藩置県により日朝間に生じた矛盾を明らかにした。この状態は、『東萊府啓録』で確認できる範囲で言えば、少なくとも1874(明治7、高宗11、甲戌)年2月まで続いている<sup>45)</sup>。最後に、今後の展望を示しておきたい。

広津は、廢藩置県・家役罷免を速やかに朝鮮側に報知するよう求め続けた。しかし、その決定はなかなか下りず、結局、広津の求めていたかたちは大きく姿を変え、1872年1月14日、元対馬藩士相良正樹を正官とした使節が派遣されることとなった。ただし、この時携行された書契は、3月20日、倭館で小通事崔在守らが写し取っていったものの、それに対する回答は先延ばし続けられ、結局受け取られることはなかった<sup>46)</sup>。廢藩置県による対馬島主消滅の事実について、朝鮮政府は公的に認識することなく、1871年末と同じ状態が、これ以後も続くこととなったのである。

外交の「一元化」は、こうした状況の下で進められた。外務大丞花房義質は、1872年9月の倭館「接收」の際、渡航証発給についての規則を整備し、対馬の外務省出張所で旧来通りのかたちの飛船吹嘘を発給することとなった<sup>47)</sup>。こうして発給された吹嘘は、朝鮮側が廢藩置県の事実を認識しない限り効力を持つものであった。一方、朝鮮側は名義の齟齬を指摘した場合、外務省官員森山茂は「尚之ヲ論難セラル、ナラハ、其旨趣ヲ礼曹參判ヨリ宗氏へ書送アリテ然ルヘシ」と答えることとしていた<sup>48)</sup>。つまり、齟齬を指摘すると、外務大丞となった宗義達と接触しなければならず、それは朝鮮側が避け続けてきた外務省との交渉の席に着かなければならないこととなる。

外務省官員は「辛未十月」付の飛船吹嘘を使用し続け、「默許ノ域」に至らしめた<sup>49)</sup>。彼らが用

いた論理は、本稿で垣間見たような日朝間の矛盾を突いたものであり、その淵源は1871年の時点で胚胎されていたと言えるのである。この点については、別稿で論じることしたい。

**謝辞：**本研究は日本学術振興会科学研究費（若手研究(B)：課題番号 16K16917）の補助を受けて行われた。関係各位に謝意を表する。

## 註

- 1) 1869年の版籍奉還以後、対馬藩は厳原藩と改称し、藩主宗義達も宗重正と改名した。しかし、書契の名義は旧藩・藩主旧名を用いており、煩雑になるため、本稿では対馬藩・宗義達で統一することとする。
- 2) 近世日朝関係について、本稿では特に田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、1981年)、同『倭館』(文春新書、2002年)、木村直也「近世の日朝関係とその変容」(関周一編『日朝関係史』吉川弘文館、2017年)を参照した。
- 3) 慶應義塾大学図書館所蔵対馬宗家文書『御上京記録』明治4年8月5日条。
- 4) 広津弘信『大修使以来尋交ノ手続目録及ヒ趣意摘錄草稿』内「摘錄」(外務省外交史料館所蔵外務省記録(以下、外務省記録と略)『対韓政策関係雑件 宗重正ヲ外務大丞ニ任ジ渡韓セシムベキ内議並右内命ニ対シ同大丞ヨリ意見具申』(JACAR(アジア歴史資料センター、以下略) Ref.B03030162300))。本稿で引用する史料について、句読点は特に断らない限り筆者による。また、固有名詞以外の旧字体・異体字は常用のものになおした。
- 5) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(朝鮮総督府中枢院、1940年)。
- 6) 上野隆生「幕末・維新期の朝鮮政策と対馬藩」(『年報近代日本研究』7、1985年)、荒野泰典「明治維新期の日朝外交体制「一元化」問題」(同『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年、初出は1987年)、高橋秀直「廢藩置県後の朝鮮政策」(『人文論集』(神戸商科大学) 26—3・4、1991年)、諸洪一「明治初期における日朝交渉の放棄と倭館」(『年報朝鮮学』6、1997年)など。
- 7) 池内敏「倭館と漂流民の明治維新」(同『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、1998年)、初出は1996年)、石川寛「明治維新と朝鮮・対馬関係」(明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、2001年)。
- 8) 米谷均「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」(『史観』144、2001年)。
- 9) 本稿では大韓民国文教部国史編纂委員会編『各司謄錄 12 慶尚道篇2』(民族文化社、1984年)に収録されているものを利用した。
- 10) 国立国会図書館所蔵宗家文書(以下、国会宗家文書と略)。
- 11) ただし、『東萊府啓録』も1871年4月末から5月初旬までの記録が欠けている。
- 12) 『東萊府啓録』同治8年2月13日東萊府使鄭顯德状啓。『東萊府啓録』の史料について、句読点は原文の通り。ただし、解読不能の文字は■で表し、吏読には下線を付して[]に訳を入れた。吏読の訳は鄭光・北郷照夫『朝鮮吏讀辞典』(ペン・エンタープライズ、2006年)による。

- 13) 六反田豊「19世紀慶尚道沿岸における「朝倭未弁船」接近と水軍營鎮等の対応」(『大阪市立大学東洋史論叢別冊特集号』2009年)。朝鮮側の地方官の配置や漂着船対応についても、本稿によるところが大きい。
- 14) 年例送使とは、対馬藩と礼曹(儀礼・外交を管掌する部署)との間での定期的な外交儀礼を主な役割とするもので、第一船から第十七船送使・以酌庵送使・一特送使・万松院送使・副特送使がある。彼らは、倭館において儀礼的な物品の贈答である「進上」・「回賜」や日本から持ってきた銅を朝鮮政府が木綿や米で買い取る公貿易を行った。
- 15) 李薰(池内敏訳)『朝鮮後期漂流民と日朝関係』(法政大学出版局、2008年)95ページ。
- 16) 『東萊府啓録』同治10年3月12日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 17) 史料中では「三月」とされているものの、『東萊府啓録』に3月5日に来航した飛船の記録はなく、一方2月5日来航の倭飛船が出港した形跡がないことから、この「三月」は「二月」の誤りと判断した。
- 18) 拙稿「維新期の書契問題と朝鮮の対応」(『待兼山論叢』史学篇44、2010年12月)。ただし、1869年2月6日、『東萊府啓録』では倭飛船が1艘到館したこととなっているものの、館守『毎日記』によると、2月5日鰐浦飛船と佐須奈飛船の2隻が入航している。この船のうちどちらかに大島友之允が乗船し、告還書契を携行していたとされているが、『東萊府啓録』にこの船と書契の記載が存在しない。
- 19) 詳しくは石川寛2003年「明治期の大修参判使と対馬藩」(『歴史学研究』775)、牧野前掲2010年12月論文を参照。
- 20) 「遣礼曹送還京海南漂民書」(国会宗家文書『年条規外往翰』(明治4年))。
- 21) 『東萊府啓録』同治10年2月11日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 22) こうした事例は他にも見られる。詳しくは、池内敏「出身地を詐称する漂流民」(同『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、1998年)、初出は1995年)を参照。
- 23) 『日本外交文書』第4巻202附記2、1871年7月23日付吉岡弘毅より広津弘信宛書翰。
- 24) 『東萊府啓録』同治11年1月18日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 25) 『東萊府啓録』同治11年1月26日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 26) 『東萊府啓録』同治11年2月3日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 27) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵対馬宗家文庫史料(以下、対馬宗家史料と略)『吹嘘渡順之覚』。
- 28) 対馬宗家史料『御書翰御用掛中 出勤録』(明治4年)。
- 29) 前掲『吹嘘渡順之覚』。
- 30) 前掲『年条規外往翰』(明治4年)。
- 31) 『年条規外往翰』(明治4年)でこの書契の文面を確認すると、訂正箇所が書き込まれており、具体的にどこを修正したかがわかる。「全羅道海南民」は「全羅道海南居民」に、「八月十二日行買于同道泗川二十二日自泗川離発赴慶尚道西生浦買得乾魚」は「八月十二日行買于慶尚道泗川二十二日自泗川離発赴同道西生浦買得乾魚」と修正されている。
- 32) 別幅については、2月28日、「順付漂民別幅之品先觀ニ違候付、外向ム改撰之義申出候段館司ム申来」とあり、これ以降に改撰したと考えられる。(前掲『御書翰御用掛中 出勤録』(明治4年))
- 33) 前掲『年条規外往翰』(明治4年)。
- 34) 対馬宗家史料『本邦朝鮮往復書』(慶応4(明治元年))。
- 35) 『東萊府啓録』同治10年12月3日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 36) 『東萊府啓録』同治9年3月21日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 37) 『東萊府啓録』同治9年4月10日東萊府使鄭顯徳状啓。
- 38) 前掲『御書翰御用掛 出勤録』(明治4年)。
- 39) 対馬宗家史料『大修参判使記録』明治4年8月14日条。
- 40) 詳しくは拙稿「明治初期外務省の対朝鮮外交と近世日朝関係」(『朝鮮学報』230、2014年)を参照のこと。
- 41) 1871年9月8日広津弘信より上申書(『日本外交文書』第4巻205)。
- 42) 1871年9月23日広津弘信より「至急伺書」(『日本外交文書』第4巻206)。
- 43) 例えば、1863(文久3、哲宗14、癸亥)年には、宗義達の襲封を伝える告襲使が派遣されており、『両国往復書謄百九拾三番』(国立国会図書館所蔵宗家文書)には「遣礼曹参判告襲使書」が採録されている。
- 44) 拙稿「明治維新期日朝間ににおける交礼問題」(『九州史学』154、2010年1月)、同「明治維新期の対馬藩と「政府等対」論」(『日本歴史』766、2012年)。
- 45) 『東萊府啓録』同治13年2月。後半が欠損しているので、いつの状啓かはわからない。
- 46) 『入府録』1872年3月20日条(外務省記録『対韓政策関係雑件 日韓尋交ノ為森山茂、広津弘信一行渡韓一件 第二卷』(JACAR Ref.B03030126600))。
- 47) 「朝鮮国往来船勘合印并便船往来切手渡方手続」(外務省記録『朝鮮事務書』第16巻(JACAR Ref.03030170200))、1873年5月4日森山茂「自壬申十月至明治六年三月於巖原出張所取扱來候事務提要並ニ将来御所分相成度件々」(『日本外交文書』第6巻114)。
- 48) 1872年11月5日森山茂より「可伺定ヶ条覚」(外務省記録『朝鮮事務書』第17巻(JACAR Ref.03030170500))。
- 49) 1874年2月10日森山茂より柳原前光・花房義質・広津弘信宛書翰(『日本外交文書』第6巻105)

(2019.12.6受付)

# A Study About the Management of Japanese Ships, Diplomatic Documents and Travel Documents at the Wakan in the Period Before and After the Abolition of the Han System

Masashi MAKINO\*

\*Corresponding author: m.makino@maizuru-ct.ac.jp

**Abstract:** I investigated the diplomatic documents (書契) and the travel documents (吹嘘), which permitted Japanese ships to enter the Wakan, especially used in 1871. By doing so, the following facts were clarified. According to a document, 61 Japanese ships entered the Wakan 1871 and used 86 書契 and 吹嘘 in total. 書契 and 吹嘘 were written in the same as before, even after the han system had been abolished on 14th of the July. In the Edo period, 書契 and 吹嘘 were supposed to be written by Tsushima's feudal lord, and Japanese ships without these documents were not permitted to inter the Wakan. However, the Abolition of the han system deprived Tsushima's feudal lord of his status. In spite of this situation, 書契 and 吹嘘 continued to be published and used in the name of Tsushima's feudal lord who no longer existed. In conclusion, 書契 and 吹嘘 violating the rules had been used after the Abolition of the han system.

**Key words:** 書契, 吹嘘, Wakan, Abolition of the han system